

紫川水上ステージ等 利用基準

(趣 旨)

第1条 本基準は、紫川の水上ステージ（紫江’ S 前・勝山公園大芝生広場前）・艇庫（以下「水上ステージ等」という。）の利用について必要な事項を定める。

(水上ステージ等の利用者)

第2条 水上ステージ等を利用する場合、次の各号の何れかに該当する者でなければならない。

- (1) 市が主催する事業に関するもの。
- (2) 市が出資する等の公共的団体に関するもの。
- (3) 市が共催及び後援する事業に関するもの。
- (4) 紫川水辺活用推進協議会の事業に関するもの。
- (5) 地域における祭り、まちの賑わいづくりに関するもの。
- (6) 環境保全、河川愛護、自然保護に関するもの。
- (7) 芸術・文化の振興、育成、継承に関するもの。
- (8) 上記に準ずるもので、市が特に必要と認めるもの。

(付属施設の利用)

第3条 前条の基準を満たす者、並びに隣接する勝山公園の使用許可を受け前条の基準を満たす者は、次の各号の施設が利用出来るものとする。

なお、第2号に掲げる施設の使用については、利用者が、別途、九州電力株式会社へ利用申込みを行うものとする。

- (1) 電力供給用分電盤（常時電源あり）
- (2) 追加用分電盤

(利用団体の制限)

第4条 水上ステージ等を利用しようとする者は、次の各号の何れかに該当してはならない。

- (1) 特定の政党、その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対する目的として利用するもの。
- (2) 特定の宗教、その他の宗教的団体の宣伝活動等を目的として利用するもの。
- (3) 営利を目的として利用するもの。ただし、実費を参加者から徴収するものについては、この限りではない。
- (4) 利用者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、若しくは、これらと密接な関係を有する者（団体）であるもの。
- (5) その他、水上ステージ等を利用することが適当でないと市が判断したもの。

2 上記のほか、過去の利用において、隣接する勝山公園大芝生広場の利用者、若しくは、近隣住民から苦情等の通報があった団体については、市は、利用申請について、承認しないことが出来るものとする。

(利用手続き)

第5条 第2条及び第3条に規定する施設を利用する場合の申込みは、以下の期日から受付けを行う。

区 分	申込み可能日
第2条第1号及び8号に規定する事業	期日に制限なし
第2条第2号から第4号に規定する事業	利用日の1年前の月初日から
第2条第5号から第7号に規定する事業	利用日の3ヶ月前の月初日から

2 利用にあたっては、各種申込書（水上ステージ利用申込書兼利用承認書、紫川艇庫利用申込書兼利用承認書、水環境館備品借用申請書）を、水環境館に提出し、承認を受けることとする。

(利用料)

第6条 水上ステージ等及び付属施設の利用料は、無料とする。

ただし、第3条第2号の施設を利用する場合に必要な費用は、利用者が全額負担するものとする。

(利用許可の取り消し)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。

なお、市が利用許可を取り消したため、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責任を負わないものとする。

- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 利用申請に虚偽の記載、その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 大雨警報並びに強風警報発令時など、施設の利用を市が危険と判断したとき。
- (4) 第4条に該当することが判明したとき。
- (5) 市が許可を取り消すことが適当と判断した場合。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、施設の利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは、利用許可を取り消された時は、直ちに現状に回復しなければならない。

(事故等の責任)

第9条 施設使用中に発生した事故等については、使用者がその責任を負い、市は責任を負わない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、その責に帰す理由で使用施設の全部又は一部を滅失、毀損した場合は、損害賠償をしなければならない。

2 使用者は、施設の使用が原因で、市又は第三者に損害を生じさせた場合は、損害賠償をしなければならない。

付 則

本基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

本基準は、平成28年7月8日から施行する。

付 則

本基準は、平成30年2月1日から施行する。

付 則

本基準は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

本基準は、令和6年6月 日から施行する。